

免許番号 共第25号

漁場の位置 明石市、淡路市及び加古郡沖合

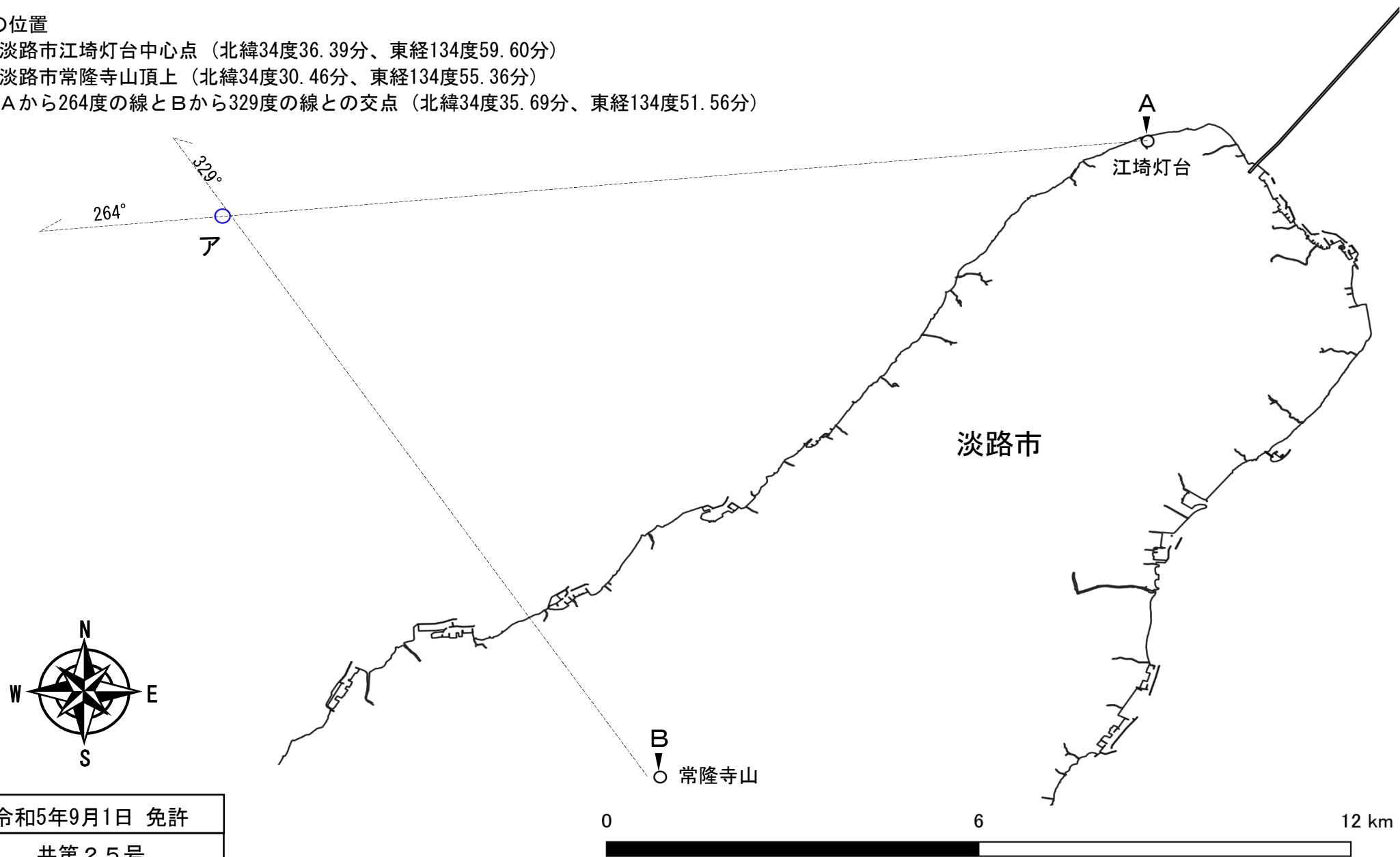
漁場の区域 次の点のうちAを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域

点の位置

A 淡路市江崎灯台中心点（北緯34度36.39分、東経134度59.60分）

B 淡路市常隆寺山頂上（北緯34度30.46分、東経134度55.36分）

ア Aから264度の線とBから329度の線との交点（北緯34度35.69分、東経134度51.56分）



表示番号	表 示							
	漁場	別紙 漁場図のとおり		免許年月日	令和5年9月1日	存続期間	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	
	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期	漁業の種類	主な漁獲物	漁業時期	制限又は条件
1	3	つきいそ漁業		1月1日から12月31日 まで				
海 区	兵庫県瀬戸内海海区		免許番号	共第25号		摘要		

免許番号		共第25号		摘要			
共 有 漁 業 権 事 項							
順位番号	持分	事 項	順位番号	持分	事 項	備 考	
1		明石市林3丁目19番27号 林崎漁業協同組合 明石市岬町33番1号 明石浦漁業協同組合 明石市二見町東二見2017番地の7 東二見漁業協同組合 明石市二見町西二見1003番地の2 西二見漁業協同組合 淡路市富島字小倉浜940番地先 富島漁業協同組合 淡路市斗ノ内1694番地 浅野浦漁業協同組合 淡路市育波148番地の3 育波浦漁業協同組合 淡路市室津字宮田2534番地先 室津浦漁業協同組合					

表示番号	表 示	漁 業 権 区		漁 業 権 区	
		順位番号		順位番号	
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	1	明石市林3丁目19番27号 林崎漁業協同組合 他7組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日		